

平成24年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成24年12月12日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(10名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
6番	奥田誠	7番	沖田公子
8番	榎本敏	9番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井澗治

欠席議員(1名)

5番 畑山豊

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	岩橋幸大	教育長	梅本昭二三
会計管理者	和田精之	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	植本亮	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	原宗男
住民生活課 企画員	坂本巖	税務課長	笠松眞年
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	橋本秀行

産業建設課長	植本敏雄	産業建設課員 企画員	菅谷雄二
産業建設課員 企画員	三栖啓功	上下水道課長	福田睦巳
上下水道課員 企画員	川口孝志	上下水道課員 企画員	谷本芳朋
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 7 報告第 2 5 号 平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 上富田町河川環境整備基金条例
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 8 4 号 上富田町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第 2 8 議案第 8 5 号 上富田町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
- 日程第 2 9 議案第 8 6 号 上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第 3 0 議案第 8 7 号 平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 1 議案第 8 8 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）

- 日程第 3 2 議案第 8 9 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 3 3 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 4 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 3 号)
- 日程第 3 5 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 3 6 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 7 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度上富田町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 8 議案第 9 5 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 4 年度
2 3 年災 第 3 3 9 - 5 1 1 号 農業用施設災害復旧事業
山王農道災害復旧工事)
- 日程第 3 9 議案第 9 6 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 3 年度 繰越
第 1 号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震
改修建築工事)

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成24年第4回定例会を開催するにあたり、議員各位のご出席をいただきまして開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。

畑山議員からは欠席届が出ております。また、教育委員長につきましては2日目以降、教育長ほか担当課長へ説明委任が行われており、委員長自身は説明員としては出席はされません。次回定例会以降においても同様となります。これにつきましては、さきの議会運営委員会に申し出がございまして、特段の事情がある場合を除きという条件つきで了解をしております。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君を指名いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時31分

議長（大石哲雄）

再開します。

日程第2 会期の決定について

議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月25日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は14日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長(大石哲雄)

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

諸般の報告をいたします。

平成24年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願いたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と、今定例会までに提出されています重度心身障害児(者)医療費助成事業の継続を引き続きお願いする要望書、災害時透析患者の防災と透析の確保のお願いの陳情書、オスプレイの配備撤回及び国内飛行訓練中止を求める陳情、国の出先機関の原則廃止に関する要請書、同じ題名ですが要請者と内容が若干異なります国の出先機関の原則廃止に関する要請書につきましては、お手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、12月12日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長(大石哲雄)

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

おはようございます。

本日、ここに平成24年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位

におかれましては公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

さて、本年も彦五郎公園のイルミネーションがともり、年の瀬を感じる今日このごろですが、本年を振り返ってみますと、異常気象により関東地方では少雨による水不足が発生しました。幸い上富田町には大きな災害もなく平和な1年となりましたが、昨年9月の台風12号による紀伊半島大水害を教訓として、職員には水害に対する避難所等を検討させています。

また、今年の8月には、内閣府が「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」を公表しました。その内容を踏まえ、和歌山県では詳細にわたる浸水域等の被害想定分析に取り組んでおり、今後、和歌山県が公表する分析結果や近隣市町の取り組みを参考に、上富田町でも地震対策を考えてまいりたいと思っております。

一方、アジアに目を向けてみますと、隣国である韓国や中国との間で、我が国固有の領土である島根県の竹島や沖縄県の尖閣諸島の占有問題等、我が国の危機管理体制を問われる年でもありました。

また、国政を見ましても、政局の不安定さについて毎日のように新聞等で報道される中、11月16日には衆議院が解散し、衆議院議員選挙が12月16日に執行されます。今後、国の平成25年度予算編成に大きな影響が出ないことを願っております。

町では、施策の現状と防災について町内6地区で町政報告会を開催し、住民の方々に取り組みの現状報告をしております。

財政的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の公表をしたところですが、今後、第4次総合計画を踏まえ、住民生活にとって緊急度が高い施策を優先し取り組んでいく所存ですので、ご理解とご協力をお願いします。

また、平成24年秋の叙勲で、吉田哲夫氏が、学校医として長年ご尽力なされた功績により瑞宝双光章を受章されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、ご本人より辞退したい旨の申し入れがありましたので、今回、皆様方にはご報告のみとさせていただきます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成23年度一般会計、特別会計等の歳入歳出決算認定が12件、平成23年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、報告事項として、平成24年度一般会計補正予算が1件、条例の制定が6件、条例の一部改正が6件、平成24年度一般会計、特別会計補正予算が8件、工事請負変更契約の締結が2件の計36件でございます。

なお、追加議案としまして、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任と、後ほど説明しますが、裁判の和解に関することの2件を上程させていただきますので、何とぞご承認賜われますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号から議案第64号までの案件につきましては、平成23年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定等についてであります。

決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ、本議会におきましてご承認を賜われますようお願い申し上げます。

次に、報告第25号につきましては、平成24年度上富田町一般会計補正予算(第4号)でございます。

今回、既定額に830万円を追加し、予算総額を60億2,332万8,000円と定めています。

補正予算の内容は、12月16日に執行される衆議院議員総選挙に伴い選挙事務経費を11月19日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めますのでございます。

次に、議案第75号につきましては、上富田町河川環境整備基金条例(案)の制定でございます。

この条例は、富田川の河床整備に伴う砂利販売収益金を良好な河川環境の形成及び保全に寄与する事業の財源とするために基金条例を設けるものであります。

次に、議案第76号につきましては、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この条例は、上富田スポーツセンター・上富田町若もの広場・市ノ瀬体育館の管理運営に関して、指定管理者制度を活用するものであります。

次に、議案第77号につきましては、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この条例は、生馬保育所・岩田保育所・市ノ瀬保育所を廃止して、新たにはるかぜ保育所を設置するものであります。

次に、議案第78号につきましては、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この条例は、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われ、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことによるものでございます。

次に、議案第79号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例

(案)でございます。

この条例は、介護保険法第78条の2第1項の規定が改正され、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準等について、市町村の条例で定めるものであります。

次に、議案第80号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)から議案第86号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(案)までの7議案につきましては、第1次、第2次地域主権一括法による各関係法の改正により、市町村は各省令で定めている国の基準に従うべき基準、標準及び参酌すべき基準に基づき、平成25年3月31日までに条例で定めるものであります。

次に、議案第87号につきましては、平成24年度上富田町一般会計補正予算(第5号)でございます。

今回、既定額に1億312万1,000円を追加し、予算総額を61億2,644万9,000円と定めています。

なお、今回の補正にあたり、職員の人事異動及び共済費負担率改定に伴う職員給与費等につきまして、全般的に補正措置をしております。

補正予算の主な内容は、総務費では、朝来郷土資料館前に設置します駐輪場設置工事請負費で350万円、さわやか上富田まちづくり基金積立金1,168万5,000円、民生費では、国民健康保険会計への繰出金として4,191万6,000円、後期高齢者医療会計への繰出金で2,602万3,000円、介護保険会計への繰出金で907万9,000円、扶助費として重度心身障害者医療費、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、障害福祉サービス費等で1億1,821万3,000円を追加補正しています。また、制度改正に伴いまして子ども手当2億3,550万円を減額し、児童手当2億2,550万円を措置しています。

土木費では、高速道路推進費の大内谷残土処分場整備事業で3億2,000万円を減額し、富田川土砂浚渫工事請負費で1,183万4,000円、教育費では、創立50周年を迎える上富田中学校の緞帳等整備費として500万円、上富田中学校の生徒クラブ活動振興補助金165万8,000円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国・県補助金及び財産収入、寄付金、繰入金、町債等を見込み措置しております。

次に、議案第88号につきましては、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)でございます。

今回、既定額に1億1,072万円を追加し、予算総額を21億8,524万4,0

00円と定めています。

補正予算の主な内容は、保険給付費の追加措置及び過年度分療養給付費負担金返還金を措置しています。

次に、議案第89号につきましては、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に2,779万3,000円を追加し、予算総額を2億4,619万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を措置しています。

次に、議案第90号につきましては、平成24年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に7,978万2,000円を追加し、予算総額を12億3,900万9,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、居宅介護サービス給付費で7,070万円、居宅介護サービス計画給付費で221万円、介護予防住宅改修費で309万7,000円を措置しています。

次に、議案第91号につきましては、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）でございます。

今回、既定額から2万9,000円を減額し、予算総額を7億2,456万1,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、人件費と工事請負費の予算の組み替え措置を行っています。

次に、議案第92号につきましては、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。

今回、既定額に587万2,000円を追加し、予算総額を1億9,314万4,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、市ノ瀬南岸地区処理場の修繕料で290万円、市ノ瀬北岸地区処理場の修繕料で280万円を措置しています。

次に、議案第93号につきましては、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額から164万9,000円を減額し、予算総額を3億2,713万3,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、人件費の減額と公債費の財源内訳の変更であります。

次に、議案第94号につきましては、平成24年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に110万円を追加し、予算総額を8億9,212万1,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、議案第95号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成24年度23年災第339-511号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事）でございます。

本議案につきましては、平成24年9月議会定例会でご承認をいただきました山王農道災害復旧工事の工事内容を変更するものでございます。

変更契約の主な内容は、打設工法の油圧式バイプロハンマー工法から硬質地盤クリア工法への変更に伴う増額及び床掘り作業時に確認された橋脚2基と橋げた5体の撤去処分の数量増に伴うもので、3,125万7,450円を増額し、契約金額を9,635万7,450円とするものであります。

次に、議案第96号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成23年度繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事）でございます。

本議案につきましては、平成24年6月議会定例会でご承認いただきました上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事の工事内容を変更するものであります。

変更契約の主な内容は、屋内運動場内バスケット台2基の電動無線化、サイドのバスケット台4基の取り外し及び新規取り付け、屋外トイレ12.9平方メートルを改修するもので、1,060万1,850円を増額し、契約金額を6,899万7,600円とするものであります。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案についての概要でございます。

この説明要旨にも記載しておりますが、追加的に2点を説明させていただきます。

まず初めに、建物、畜産団地の明け渡し請求事件についてでございますが、このことにつきましては常任委員会で説明していますように、和解が整えば議案を上程することを議会運営委員会で説明しています。

昨日、11日に開かれた裁判で和解の方向性が出てきましたので、和解案文が決まりましたら追加議案として上程させていただきます。

次に、紀南病院の件でございますが、紀南病院の建物は社会保険庁の、保険庁というかRFO、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に移されています。

開設者会では、この建物をRFOから譲渡を受けたいと紀南病院組合議会議会に相談していますし、RFOとも協議していたところでございます。

このことにつきまして、12月10日の夕方でございますけど紀南病院の事務局から

来庁されまして、厚生労働省よりRFOに対し譲渡の指示があったと連絡があり、11日付の全国紙や昨日の紀伊民報の夕刊でも報道されております。

今後、RFOと紀南病院側と譲渡価格の交渉に入ることを報告させていただきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

上程する議案につきましては、担当課長、企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜わりますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（大石哲雄）

次に、岩橋教育委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育委員長、岩橋君。

教育委員長（岩橋幸大）

おはようございます。

議会開催の貴重な時間をいただき、委員長就任のごあいさつを申し上げます。

いつも議員の皆様には教育行政に多大なるご高配をいただきましてありがとうございます。

10月12日より教育委員長に就任いたしました。私は、平成9年より教育委員を務めさせていただいておりますが、今のこの時期が一番上富田の教育が落ち着いた時期ではないかと思っております。このときに教育委員長という重責を担いますことは、私にとっては幸運であるとともに気が引き締まる思いでもあります。

今、各小学校においてもですが、特に上富田中学校が落ち着いているということが、県内においても上中の評判が大変よいということで、大変嬉しい限りです。

かつての上中がどうしてこんなによくなったのかと話題になるのですが、要因としては、小中連携の学校努力はもちろんですが、私が思うには、町の推進する「明るく豊かなまちづくり」という効果が、今、あらわれてきているのじゃないかと思っております。すなわち、町民の意識が向上し、町民力というかいわゆる文化力というのがついて心が豊かになってきた結果、子供たちにもその効果があらわれてきたのではないかと思っております。

もちろんこれは議会、町部局、教育委員会の三位一体の協力の賜物だとも思います。しかしながら、気を緩めてはもとのもくあみです。今の状況を維持することは大変なことですが、気を緩めることなく緊張感を持ちながら、常に不断の努力をもって教育行政を進めていきたいと思っております。

これからも議員の皆様と小出町長様には、上富田の教育のため今までに増してのご協力とご高配をお願いいたしまして、簡単措辞ですがごあいさつといたします。

ありがとうございます。

日程第 4 議案第 5 2 号～日程第 1 6 議案第 6 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 4 議案第 5 2 号、平成 2 3 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第 1 6 議案第 6 4 号、平成 2 3 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで 1 3 件を一括議題といたします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

決算審査特別委員会委員長榎本 敏。

決算審査報告書。

平成 2 4 年第 3 回 9 月定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

1 . 議件。議案第 5 2 号、平成 2 3 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第 5 3 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、議案第 5 4 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、議案第 5 5 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第 5 6 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第 5 7 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、議案第 5 8 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、議案第 5 9 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、議案第 6 0 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、議案第 6 1 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、議案第 6 2 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、議案第 6 3 号、平成 2 3 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、議案第 6 4 号、平成 2 3 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

2 . 審査結果。議案第 5 2 号から議案第 6 3 号までを認定とし、議案第 6 4 号につい

て可決及び認定とする。

3. 審査年月日。平成24年9月28日、10月11日、10月12日、10月17日、10月18日、10月24日、11月2日。

4. 審査内容は別紙のとおり。

以上です。

議長（大石哲雄）

本件につきまして、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、8番、榎本 敏君。

8番（榎本 敏）

おはようございます。決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成24年12月12日。

平成23年度の一般会計並びに各特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中7日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで13件についての審査結果は、委員会として議案第52号から議案第63号までを認定とし、議案第64号については可決及び認定ということに決定しました。

決算審査報告書を提出していますので、簡単にその内容について報告させていただきます。

まず初めに、3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入歳出関係と年度別の一般会計収支実績表を掲載しています。

平成23年度決算額の歳入歳出差し引き額は1億5,354万6,000円で、翌年度への繰り越すべき財源5,516万8,000円を除いた実質収支は、9,837万8,000円となっています。

3ページの歳入関係について、まず対前年度で比較すると減額となった主な項目では、ゴルフ場利用税交付金ではマイナス8.7%、293万9,000円の減、自動車取得税交付金でマイナス12.8%、227万6,000円の減、繰入金でマイナス47.7%、9,179万1,000円の減となっております。

一方、町税全体でプラス4%、金額にして5,755万8,000円の増、使用料及び手数料でプラス25.6%、1,858万1,000円の増となっております。町税では、前年度と比べて町民税で8.5%の増、固定資産税で2.1%の減、町たばこ税で22.1%の増、入湯税では5%の減となっており、軽自動車税については0.8%

の減となっております。

また、ゴルフ場利用税交付金については、町内2カ所のゴルフ場で平成23年度中では延べ4万5,816人の入場者となっており、前年度より延べ4,380人の減となっています。

町たばこ税についても、平成19年度には9,817万4,000円あった収入も年々減少しましたが、平成22年度の値上げにより、平成23年度では1,259万8,000円、平成19年度比で12.8%の増となっておりますが、本数自体が減っているため、町内においても年々禁煙者が増えつつあることがうかがえます。

国庫支出金が3,633万4,000円、4.4%減、財産収入で3,292万5,000円、84%減、諸収入で2億124万9,000円、70.6%減となった一方、地方交付税で2,987万1,000円、1.6%、ほかに使用料及び手数料、町債等が前年度と比べ増加しており、使用料及び手数料では、スポーツセンターの使用料改定と定住促進住宅使用料が主な理由となっております。

年々、地方財政が厳しさを増しており、我が町においても財源の確保が極めて厳しい状況となっております。自主財源は、対前年度に比べて2億5,332万7,000円、11.4%の減となっており、これは昨年、砂利、老人保健、丹台共同汚水処理の3特別会計の廃止などによる一般会計の繰り入れが増加となったが、本年度においてそれがなくなったのが原因となっております。

いずれにしても、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものであるから、今後もできる限り自主財源の確保に努めるべきと考えます。

また、事業の推進にあたっては、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされたいと指摘をしているところでございます。

次に4ページの歳出関係について性質別の構成比では、消費的経費が56.3%、金額にして32億8,693万7,000円で、このうち人件費は前年度に比べて1.2%の減、維持補修費で4.1%の増となっており、人件費の理由としては、やはり職員の削減等によるものです。

一方、物件費では8.8%の増、扶助費では7.2%の増、補助費等では11%の減となっております。これは、物件費では管内図作製業務委託料、予防接種委託料の増によるものです。また、扶助費については児童手当の減と子ども手当及び障害者福祉サービス等費の増、補助費等については市ノ瀬財産区補助金の減が原因となっております。

全体的に消費的経費は、前年度に比べ0.2%、金額にしまして753万1,000円と微増しております。

次に投資的経費の構成比は16.5%、金額にして9億6,113万円で、普通建設事業費について見ると、対前年度比では27.3%の減となっています。補助事業費の内訳では、公営住宅建設事業と上富田中学校耐震化改修事業の増、岡小学校屋内運動場建設事業の減となっています。また、単独事業については47.6%、金額にして3億3,701万3,000円の減となっており、これは、単独事業として実施した国の交付金であるきめ細かな臨時交付金ときめ細かな交付金を活用した事業が、平成22年度で終了したことが主な原因となっています。

当年度一般会計収支実績では、実質収支で9,837万8,000円の黒字、単年度収支についても55万8,000円の黒字となっています。厳しい財政事情が続く中で行財政改革の効果があらわれていると考えるが、今後においても限られた財源を有効に活用され、第4次総合計画の基本理念である「明るく豊かなまちづくり」を、明るく生活ができ心の豊かさを実感できるまちづくりの目標実現のため、なお一層の努力を望むものでございます。

次に、5ページの歳入の年度別、款別の状況の表を記載しています。

平成23年度の歳入合計のうち自主財源は32.9%、また依存財源では67.1%の構成比となっております。

また、6ページでは自主財源と町税の状況を示しており、自主財源を確保して、歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要になると思われるので、さらなる努力をされたいとしています。

町税の収入額は15億636万1,000円で、全体的に見ると前年度より4%増となっております。各税の増減については、記載のとおりでございます。

また、町税の未収金は総額で9,864万1,000円、徴収率については昨年度より1%アップの93.6%となっています。徴収率の高い低い町が町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、今後も徴収率の向上に努め、また税負担の公平に反することにならないよう、納税意識の普及向上に努力されたいと指摘をしています。

7ページの町債の状況では、本年度の借り入れ額は一般会計で6億9,939万4,000円、前年度に比べまして17.2%の増となっています。償還金は後年度における財政負担になるので、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運営に努められたい。

また、7ページから9ページにわたり、歳出について各年度の目的別決算額、消費的経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しております。

本年度の経常収支比率は89.5%となっており、経常収支比率は一般的に市町村では75%以下が望ましいとされているので、今後も経常経費の抑制に留意し、一層財政

構造の弾力性の確保に努められたい。

公債費の状況としては、実質公債費比率が18.3%となっており、実質公債費比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示すことになるので、今後、なお一層適正化を図り、財政の健全化に努力されたいと指摘しているところでございます。

次に、10ページの各特別会計の決算額についてです。12の特別会計についての決算額を記載しています。各特別会計につきましても、それぞれ審査を行いました。

その概要を申し上げますと、まず初めに11ページの国民健康保険事業会計でござい
ます。

平成23年度の決算額、実質収支は5,512万9,000円の黒字となっております。平成21年度からの段階的な国保税の税率改定、また徴収体制の強化による収納率の向上等による黒字決算となり、一定の効果が見受けられます。

しかし、療養給付費負担金や各種交付金については翌年度精算であること、療養諸費については、平成22年度の診療報酬改定の影響もあり対前年度比7.65%、約7,968万円の増と、近年に見られない伸び率を示しております。

健診事業においては、平成23年度特定健診の受診率が補助金実績ベースにおいて40.9%と対前年度比で約5.3%上昇し、未受診対策の効果が顕著に見受けられます。

今後も高齢化社会に伴う医療費の増加が懸念されており、国保財政においては依然厳しい状況が続くことが予想されております。景気低迷の中、税負担にも限度があるものと思われまますので、健康対策、収納対策等に力を注ぐとともに、さまざまな医療制度の改正もかんがみ、医療費の抑制、安定した国保財政の運営に努められたい。

なお、国民健康保険の実態によると、上富田町の1人当たりの療養諸費費用額は26万464円と、前年度22万5,939円より3万4,525円増となっているが、県下では3番目に少ない医療費となっております。

参考に、一番少ない町、みなべ町21万4,062円、2番目に少ない町、印南町24万9,828円。

次に、宅地造成事業会計の決算は実質収支が4億5,333万8,000円の赤字となっています。多額の赤字が生じている中で、分譲宅地の早期売却、保有土地の売却に向けての年次計画の策定等を行い、健全財政の運営維持に努められたい。

宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業会計については、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を設立し、管理と回収に関する事業等を共同処理することになり、徴収等の取り組みを進めています。今後も滞納額の徴収については万全を期されるよう努められたい。

農業集落排水事業会計については、全地区が利用を開始し、つなぎ込み率も年々増え

てきています。今後も、つなぎ込み率の向上に向けた努力や施設の維持管理と公共水域の水質保全の貢献に努められたい。また、使用料の未収金についても、今後、滞納額が増えないように努力されたい。また、各地区のつなぎ込み率については記載のとおりでございます。

公共下水道事業会計では、平成19年度の供用開始から6年目となりました。供用開始区域につきましても、平成24年3月現在、82ヘクタールとなり、全体計画の28.6%となりました。また、平成22年5月より丹田台地区についても公共下水道等を接続し、これによりましてつなぎ込み率も平成24年3月末では1,410戸のうち652戸の接続で、46.2%となっております。今後も加入率の向上を図るとともに、公共下水道の整備に努められたい。

介護保険会計については、保険給付費が前年度より4.4%、4,285万円の増となっております。介護保険事業は年々サービス利用者が増えてきている状況でございます。町では介護予防事業に積極的に取り組み、保険給付費の抑制に努めているが、介護を必要とする人の増加が予想されます。介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財政の確保に努められたい。

また保険料では、普通徴収での未納が発生している。被保険者に対しては制度の大切さをより一層周知され、未収金の徴収に努められたい。

水道事業会計については、当年度純利益5,797万7,000円、前年度繰越利益剰余金がゼロ円であり、当年度未処分利益剰余金として5,797万7,000円となっております。会計としましては、本年度をはじめて剰余金が発生しましたが、今後においてもさらに公営企業の原則である経営の健全化に取り組み、安全で安定した水の供給に努められたい。

以上、特別会計についても指摘等をしているところでございます。

また、平成19年度6月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び公営企業の経営の健全化に関する資金不足比率の公表が昨年度の決算から適用となっております。

平成23年度の決算については基準内となっておりますが、今後においても財政の健全化には十分留意されたい。

次に、15ページ、16ページについては未収金関係でございます。平成23年度の現年度分についての収入未済額、徴収率についてを記載しております。

未収金については全会計を一括して内容の説明を受け、審査を行いました。

全会計の平成23年度の未収金は、総額で4億4,282万8,452円となっております。未収金の対策については、庁内で設置している未収金対策協議会を中心に、各

課連携のもと、新たな未納者、滞納者の発生を減らすために定期的な督促状の発送、電話催促、訪問徴収等を行っており、また、町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例の施行、町職員全員による未集金の徴収、さらに法的手続として差し押さえの執行を行い、徐々に成果もあらわれている状況です。

国民健康保険税では悪質な滞納者には資格証明書の発行、水道料についても悪質未納者に対しては給水停止等、それぞれ積極的な取り組みを行っております。

今後においても納税の意識の高揚を図るとともに、新しい未収金をつくらないことを基本に置き、未納者個々の実態調査、分析を行い、未集金対策協議会を中心に各課密接な連携と、全職員が一体となり納税義務の公平、公正を期するため、特に悪質滞納者については引き続き和歌山地方税回収機構への移管と必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収を図られたいと指摘しているところでございます。

なお、コンビニ収納率及び和歌山地方税回収機構への移管状況については、記載している表のとおりでございます。ご参考ください。

最後の17ページについては、委員会の総括での個別指摘事項を記載しております。個別指摘事項につきましては、5項目あります。

1．平成23年度の決算を見る限りにおいて、学校耐震化にめどがついたと思われる。今後、学校給食実施に向けての方向性を探られたい。

2．未収金の回収についてはよく努力されているが、宅地取得資金、住宅新築資金では低率にとどまっている。前年度の徴収率を目標にするのではなく、実態を分析、精査して個々に対する対応策を講じられたい。

3．住宅使用料について連帯保証人を設けているのであるから、徴収についてももっとその活用を図られたい。

4．委託金について、その委託した内容を十分把握し、その結果についても検証を行い、必要な対策を講じられたい。また、負担金、補助及び交付金の協議会、協会などの団体等への支出に当たっては、その事業内容、目的などの実態を十分把握するとともに、町に対するメリット性及び有意性について考慮されるよう努められたい。

5．平成23年度も財政的に極めて厳しい状況が続いていることから、自主財源の確保はもとより、国、県支出金の既存財源の確保にもより一層の努力をされたい。

以上、5項目にわたり指導をしているところでございます。その他、詳しくは報告書をご参考ください。

以上で平成23年度決算に伴う特別審査、決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（大石哲雄）

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午後10時39分

議長（大石哲雄）

再開します。

委員長の報告が終わりました。

日程第4 議案第52号

議長（大石哲雄）

日程第4 議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、反対をいたします。

反対はするのですが、今回の決算委員会も、私、参加していたのですが、23年度の一般会計予算の執行にあたっては本当に町長さん、財政、財源的には苦勞されておるといのが、もうありありとしてあらわれております。まことにそういう面が非常にあらわれている中でも、2つの影響はやっぱり絶対排除できない状況の中にあります。

1つは、その中でも一般財源になるはずの、全体として上富田町の一般会計の3分の1、31%ですから3分の1弱ですけども、それを占める地方交付税が依然として削られている状況の中にあります。

今年、平成23年度の影響額としては、交付税で、特別、普通交付税を含めて4億4,057万7,000円の減額になっております。これだけで見ますと対前年度比では増えているという報告がありました。ありましたけれども、例えばこれは三位一体の改革が始まったその前の年、平成12年ですね、2000年に比べて、その平成12年を基準にして、そして13年度から約11年間で削られた額を、各年度の差額を全部足し算しますと普通交付税で50億8,234万9,000円、特別交付税で7億7,607万円、合計58億5,884万1,000円の減額になっているのですね。つまり、約60億近いお金の交付税が上富田町に来なかったということなのです。そういう中での財政運営は、もう大変なものだったと私は思います。これが1つです。

特に、その次にもっと大変なのは、負担金、補助金の問題ですけども、それは後にちょっと回しまして、地方債ですね。やっぱりこの会計を見ましても、地方債に依存しなければならない状況というのがありありであります。地方債の状況では、上富田では一般会計では元利償還金が7億4,900万、特別会計で6億8,200万、一部事務組合で1億4,500万となっております。一般会計だけで7億4,900万という、そういう償還金になっております。

これ、全部足しますと、上富田町の借金返済額は15億7,798万9,000円になるのです。一般会計だけで分析するのじゃなしに、これ、全体を分析しますと、年間では、今、言いましたように15億7,798万9,000円なのです。月にしますと1億3,149万9,000円、1日にしますと432万4,000円、毎日432万4,000円を借金支払いしてきたということになるわけです。これはあくまでも一般会計、特別会計、一部事務組合全体の我が町が担わなければならない借金の返済額ですね。それは、決算委員会の中で資料としてはいただいておりますけれども。

これだけ厳しい財政状況の中での財政運営というのは、これは幾ら町長の腕がよくても大変なものだろうと私はかねてから思っているところでございます。

次に、負担金、補助金の問題で大変削られている状況があります。これもまた、この一般会計への影響があります。

まず保育所の運営費、あるいは施設づくりについても全くゼロであります。ですから、恐らくこの運営費だけでも国・県合わせて1億円近いお金が削られておるといような状況の中にあります。

こういう借金情勢の中でも大変厳しい状況だということを決算委員会でも指摘しておりますけれども、こういう中であってこのことが影響している会計であるという点については、これは誰も否定することができない。恐らく臨調行革路線に始まり、それからそれが三位一体に引き継がれて、地方自治体を切り捨て、地方自治体の財政をずたずた

にして、そして国民の暮らしも大変な大きな影響を与え、負担増の影響を与えてきた。そういう中であってのこの我が上富田町の財政の状況だろうというふうに思うのです。

こういうことを見ていきますと、これはその影響大ということで、大変な努力にもかかわらずそういうことが起きているということの中で、私はこのことから逃れられない状況の中でのいる会計だということで反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第5 議案第53号

議長（大石哲雄）

日程第5 議案第53号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第53号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に反対いたします。

この会計も、先ほど一般会計のときに申し上げましたとおり、負担金、補助金のカットの問題があります。かつて上富田町はためたお金が本当に何百円というところまで切り込んで、そして国民健康保険税を抑える、値上げを抑えてくるのに努力してきました。かなり健康面での努力をしているにもかかわらず、やはり、今、少し、ため込み金がありますけれども、厳しい状況の中にあると思うのです。

その厳しい状況の第1は、やっぱり負担金、補助金のカットの問題が私はあると思います。平成23年度におきましても、2億3,000万円の国の負担金カットがあるということがいわれております。これは1世帯当たりにはすと8万532円、1人当たりにはすと4万3,651円の、とにかくそのどちらかで値引きができる、引き下げられる金額にあるだろうと思います。

また国保税につきましては、平成17年と23年度を比較してみますと1世帯当たり大体4万円増加しております。それから、1人当たりにはまして3万円の増になっております。これは厳しい財政の中で町政が努力したにもかかわらず、こういう状況の中にあるということなのです。これが、国民健康保険に対する国庫負担の削減の大きな影響額だと私は思います。

このことについて国民は、これはたまらないという政治状況の中で新しい政権が生まれたのですけれども、やはりそれを引き継ぎながらやってきたという状況の中でこれが影響を受けている会計であるということについて反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第6 議案第54号

議長（大石哲雄）

日程第6 議案第54号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認

定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第7 議案第55号

議長(大石哲雄)

日程第7 議案第55号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第8 議案第56号

議長(大石哲雄)

日程第8 議案第56号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 9 議案第 5 7 号

議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 5 7 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 7 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 0 議案第 5 8 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 0 議案第 5 8 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳

出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第11 議案第59号

議長(大石哲雄)

日程第11 議案第59号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第12 議案第60号

議長（大石哲雄）

日程第12 議案第60号、平成23年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第60号、平成23年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について反対をいたします。

介護に対する住民要求は、大変高くなっております。非常に厳しい住民の皆さん方の生活環境の中で介護に対する認識は深くなっているわけですが、それでも、「介護保険あって介護なし」といわれているくらい介護については保険料が高騰していく中で、そして、介護を受ける場合には厳しい制限が加わってきております。また、後退をしております。そういう意味で反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、平成23年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第13 議案第61号

議長（大石哲雄）

日程第13 議案第61号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出

決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番(井潤 治)

議案第61号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について反対をいたします。

もともと我が党はこの高齢者医療制度、制度そのものに反対であります。新しく高齢者を区別して新しい保険料を取ってお年寄りから、お年よりは大事にしなければならぬ、今まで貢献したことに対する感謝の気持ちが私どもにはあるわけですが、この保険によってかなり厳しい状況の中に置かれております。また、未収金も増えていく状況があります。よって、反対いたします。

議長(大石哲雄)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 4 議案第 6 2 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 4 議案第 6 2 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 2 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 5 議案第 6 3 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 5 議案第 6 3 号、平成 2 3 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 3 号、平成 2 3 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 6 議案第 6 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 6 議案第 6 4 号、平成 2 3 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算

認定について、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定
についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

5分間休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

議長(大石哲雄)

再開します。

日程第 1 7 報告第 2 5 号 ~ 日程第 3 9 議案第 9 6 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 7 報告第 2 5 号、平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）の件から日程第 3 9、議案第 9 6 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 3 年度 繰越第 1 号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事の件まで 2 3 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告第 2 5 号につきましてご説明いたします。

報告第 2 5 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第 1 7 号、平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第 1 7 号、平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 2 4 年度上富田町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 3 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 0 億 2 , 3 3 2 万 8 , 0 0 0 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、1 4 款国庫支出金で既定額に、今回、8 2 9 万円を追加、6 億 1 , 5 2 5 万 7 , 0 0 0 円と定めています。1 8 款繰入金では規定額に 1 万円を追加、1 億 6 , 3 5 6 万 8 , 0 0 0 円。

歳入合計では既定額に、今回、8 3 0 万円を追加し、6 0 億 2 , 3 3 2 万 8 , 0 0 0

円と定めています。

次に歳出では、2款総務費で既定額に、今回、830万円を追加。

歳出合計では既定額に、今回、830万円を追加し、60億2,332万8,000円と定めています。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1 総括につきましては、このページから5ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきましては歳出からご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費では衆議院議員総選挙費で830万円の追加となります。11月16日に解散、12月16日に投開票となります衆議院議員総選挙費に必要な所要額830万円を措置しております。

次の8ページと9ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは歳入を説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となります。

14款国庫支出金では、総務費委託金で衆議院議員総選挙委託金829万円を措置しております。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金1万円を措置しております。

以上が11月19日付をもって専決した内訳でございます。何とぞご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

よろしくお願いいたします。

議案第75号についてご説明申し上げます。

議案第75号、上富田町河川環境整備基金条例。

上富田町河川環境整備基金条例を別紙のように制定する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町河川環境整備基金条例（案）

第1条では、良好な河川の形成及び保全に寄与するため、上富田町河川環境整備基金を設置するとしてございます。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしてございます。

また6条では、基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができるものと定めてございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしてございます。

なお、この基金条例につきましては、富田川の河床整備に伴う砂利販売収益金を良好な河川環境の形成及び保全に寄与する事業の財源とするために、上富田町河川環境整備基金条例を制定するものでございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

よろしくお願いいたします。議案第76号をご説明申し上げます。

議案第76号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

（上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例の一部改正につきましては、体育施設の管理を指定管理者による管理にすることを計画しておりまして、それに伴い必要な事項を改正するものでございます。

改正点は、第3条中の「体育施設の管理は、上富田町教育委員会が行う。」を「体育施設の管理は、上富田町教育委員会（以下「管理者」という。）が行う。」に改めます。

さらに、第15条を第20条とし、第14条の次に第15条として指定管理者による管理について、第16条では指定管理者の条件について、第17条では指定管理者の指定の期間について、第18条では指定管理者が行う業務等について、第19条では利用料金の取り扱いに関する事項についての5カ条を加えるものです。

また附則で、この条例は、平成25年1月1日から施行するとしております。

詳細につきましては、参考資料として新旧対照表を添付してございますのでお目通しのほどをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜われますようどうぞよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

住民生活課企画員（坂本 巖）

よろしく願いいたします。

私の方からは、議案第 77 号と第 78 号についてご説明いたします。

議案第 77 号、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 12 月 12 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページを願いいたします。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

（上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表を願いいたします。

第 1 条第 2 項中の市ノ瀬保育所、岩田保育所、生馬保育所を廃止して、新たにはるかぜ保育所、上富田町岩田 1674 番地の 1 を設置するものでございます。

なお附則で、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

続きまして議案第 78 号、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 12 月 12 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページを願いいたします。

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正）

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表を願いいたします。

第 4 条で、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を、死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族で、これまでの配偶者、子、父母、孫、祖父母の順位を定めておりましたが、今回の改正では第 3 号を追加いたしまして、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を支給の対象とするものでございます。

なお附則では、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますよう願いいたします。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは、議案第79号、第80号、第81号、第82号についてご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議案第79号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

（上富田町介護保険条例の一部を改正）

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）につきましては、介護保険法の一部を改正する法律により介護保険法第78条の2が改正され、町条例の一部を改正するものでございます。

内容は、17条では、介護保険地域密着型サービスを行う者のうち地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業においては、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうちその入所定員を29人以下と定め、また2項では、地域密着型サービスを行う事業所の指定申請については、申請人を法人と定めるものでございます。

なお、条例の制定にあたりましては、厚生労働省令で定める基準に従いまして定めてございます。

また、附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第80号をお願いします。

議案第80号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

（上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

本条例の一部改正につきましては、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技

術者の資格に関する基準について、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づき環境省令で定める資格とされてきましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、当該基準が環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格を資格要件にするに改められたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。

内容については、技術管理者の資格、第16条、法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

以下、第1号から11号までは技術管理者の資格を定めてございます。

第1号及び第2号は技術士法の規定によるものを、第3号は2年以上の環境衛生指導員の職にあった者を、第4号から次のページの第9号までは学校教育法に基づく大学等で取得した知識と経験年数を有している者を、第10号は経験年数のみを有している者を、第11号は、第1号から第10号に掲げる者と同等以上の知識と技能を有すると認める者と定めてございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしてございます。

なお、参考資料として最後に新旧対照表をつけておりますので、お目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第81号をいたします。

議案第81号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをいたします。

1ページでございます。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）につきましては、第1次地域主権改革一括法の改正及び介護保険法第78条の4の改正により、平成18年厚生労働省令第34号において定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例においてこれを定めるものでございます。

条例案の構成につきましては、第1章では、総則で趣旨及び定義としまして、条例案の用語等の定義を条例第1条から3条におきまして定めてございます。

第2章では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護としまして、介護職員と介護士が一体または密接に連携し、定期的に訪問、また利用者の通報など24時間対応の訪問サービス事業で、条例第4条から44条におきまして基準を定めてございます。

第3章では、夜間対応型訪問介護としまして、夜間に定期的にヘルパーが巡回し介護を行う訪問看護と緊急時の訪問介護サービス事業で、条例第45条から59条におきまして基準を定めてございます。

第4章では、認知症対応型通所介護としまして、認知症の高齢者が食事、入浴などの介護支援、機能訓練を日帰りで受けられるサービス事業で、条例第60条から80条におきまして基準を定めてございます。

第5章では、小規模多機能型居宅介護としまして、小規模な住居型の施設へ通いを中心に、自宅に来てもらう訪問サービスや施設に泊まるサービスを柔軟に受けるサービス事業で、条例第81条から108条におきまして基準を定めてございます。

次の2ページをお願いします。

第6章では、認知症対応型共同生活介護としまして、認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事、入浴などの介護支援、機能訓練を受けるサービス事業で、条例第109条から第128条におきまして基準を定めてございます。

第7章では、地域密着型特定施設入居者生活介護としまして、定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホーム等で食事、入浴の介護及び機能訓練を受けるサービス事業で、条例第129条から149条におきまして基準を定めてございます。

第8章では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護としまして、定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で食事、入浴の介護及び健康管理を受けるサービス事業で、条例第150条から189条におきまして基準を定めてございます。

第9章では、複合型サービスとしまして、小規模な住居型の施設へ通い、自宅に来てもらう訪問と施設に泊まるサービスを受けるサービス事業で、条例第190条から202条におきまして基準を定めてございます。

以上が、それぞれ地域密着型サービス内容及び条例構成でございます。

また、各地域密着型サービス事業の基準では、第1節では基本方針について、第2節では人員に関する基準について、第3節では設備に関する基準について、第4節では運営に関する基準について、第5節では、一部サービス事業内容によって異なりますが、基準の特例についてを定めてございます。

なお、各条項の内容につきまして省略させていただきますが、一例の基準をご説明申

上げますと、資料の 3 ページをお願いします。概略になりますけれども、下段になります。

まず、第 2 章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、第 4 条は基本方針として指定地域密着型サービス事業の基本的な方針を定めています。

次の 4 ページをお願いします。下段になります。

6 条で、人員に関する基準として従業者の員数を、第 1 号では、オペレーターは提供時間帯を通じて 1 以上、次の 5 ページをお願いします。第 2 号では、定期巡回サービスを行う訪問介護職員等として適切にサービスを提供するために必要な数以上、第 3 号では、随時訪問看護サービスを行う訪問看護職員等として提供時間帯を通じて 1 以上確保されるために必要な数、第 4 号では、訪問看護サービスを行う看護師等について、保健師、看護師など常勤換算で 2 . 5 人以上とし、理学療法士等は実情に応じた適当数、第 2 項から第 4 項では、オペレーターは看護師、介護福祉士など 1 人以上は常勤のものとする。

次は 7 ページをお願いします。中段でございます。

第 1 1 項で、看護従業者のうち計画作成責任者として、看護師、介護福祉士等のうち 1 人以上とすることを定めています。

次は、8 ページをお願いします。

第 7 条では、管理者として常勤で専従の者を置くことを定めてございます。

第 8 条では、設備に関する基準として、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えることとして、利用者の情報を蓄積できる機器等、利用者からの通報を受けることのできる通信機器等を整備すること、第 9 条では、運営に関する基準として、サービスの提供にあたり、内容、手続、説明及び同意を得ること。

資料の 1 7 ページをお願いします。中段になります。

第 3 1 条では、運営規程として各 1 号から 8 号において、目的、運営方針、従業者数、職務内容、営業日など、必要な事項を定めておくことを定めております。

以下、それぞれ地域密着型サービスごとに厚生労働省令で定める基準等に従い定めてございます。

また附則で、この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 8 2 号をお願いします。

議案第 8 2 号、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

1ページになります。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)。

上富田町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)につきましては、第1次地域主権改革一括法の改正及び介護保険法第115条の14の改正により、平成18年厚生労働省令第36号において定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を踏まえ、これを条例において定めるものでございます。

条例案の構成につきましては、第1章では、総則で趣旨及び定義としまして条例案の用語等の定義を第1条から3条におきまして定めてございます。

第2章では、介護予防認知症対応型通所介護としまして、認知症の高齢者が食事、入浴などの介護支援、機能訓練を日帰りで受けられる介護予防サービス事業で、条例第4条から42条におきまして基準を定めてございます。

第3章では、介護予防小規模多機能型居宅介護としまして、介護予防サービスとして、小規模な住居型の施設へ通いを中心に自宅に来てもらう訪問サービスや施設に泊まるサービスを柔軟に受ける介護予防サービス事業で、条例第43条から69条におきまして基準を定めてございます。

第4章では、介護予防認知症対応型共同生活介護としまして、認知症の高齢者が共同で生活できる場で、食事、入浴などの介護支援、機能訓練を受ける介護予防サービス事業で、条例第70条から90条において基準を定めてございます。

以上が地域密着型介護予防サービス内容及び条例構成でございますが、各地域密着型介護予防サービス事業の条項では、第1節では基本方針について、第2節では人員に関する基準についてですが、一部事業によっては設備も含まれますがその基準について、第3節では設備に関する基準について、第4節では運営に関する基準について、第5節では介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてを定めてございます。

各条項の内容につきましては省略させていただきますが、一例の基準を申し上げますと、資料の3ページをお願いします。

概略になります。第2章で、介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の方の予防サービスとして、認知症の高齢者が食事、入浴などの介護支援、機能訓練を日帰りで受けられるサービスでございます。

第4条では基本方針として、指定地域密着型サービス事業の基本的な方針を定めてございます。

第5条では、単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の従業者の員数として、第1号では生活相談員として提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要と認められる数、次の4ページをお願いします。

第2号では、介護職員として提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要と認められる数、第3号では、機能訓練指導員として1以上、第4項では、利用定員を12人以下と定めてございます。

次の5ページの方をお願いします。上段になります。

第6項では、生活相談員、看護職員等のうち1人以上は常勤とする。

第6条では、管理者として常勤で専従の者を置くこと。

第7条では、設備及び備品に関する基準として、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えることとし、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を有し、消火設備及び非常災害に際して必要な設備を設けること。

第2項では、食堂、機能訓練の広さをそれぞれ3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上及び相談室は相談内容が漏えいしないよう遮へい物設置の配慮をすること。

次の8ページをお願いします。

第11条では、運営に関する基準として、サービスの提供にあたり内容、手続、説明及び同意を得ることを定めてございます。

次の13ページの方をお願いします。それから下段の14ページになります。

第27条では、運営規程として、各1号から10号において目的、運営方針、従業者数、職務内容、営業日など、必要な事項を定めておくことを定めています。

次の17ページの方をお願いします。下段になります。

第41条では基本取り扱い方針として、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、利用者の介護予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うことを定めています。内容につきましては、介護予防サービス事業ごとにそれぞれ利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと、介護の質の評価をし、またこれを公表、その改善を図ること、利用者が有する能力を阻害する不適切なサービ

スの提供を行わないように配慮すること、情報伝達等適切な方法により、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うことなど、介護の具体的な取り扱い方針が定められています。

以下、それぞれ地域密着型介護予防サービスごとに厚生労働省令で定める基準等に従いまして定めてございます。

また附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

1時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時30分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第83号、84号についてご説明申し上げます。

議案第83号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富田町営住宅管理条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）につきましては、第1次地域主権一括法による公営住宅法第23条第1号口の規定に基づき、市町村は公営住宅の入居者資格について公営住宅法施行令第6条で定める金額を参酌して条例で定めるもので、主な改正内容につきましては参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

今回、低額所得者の所得基準については、公営住宅法施行令第6条に定める金額を準用して条例改正を行っております。

所得基準として、第6条第1項第3号中のイの入居者が身体障害者等である場合等で21万4,000円を超えないことと定めてございます。

口の規定では、下から3行目の「町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合」は21万4,000円を超えないこと、ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は所得で15万8,000円を超えないことと定めてございます。

次のページの八の規定では、イ及び口に掲げる場合以外の場合には所得で15万8,000円を超えないことと定めてございます。

なお附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第84号についてご説明申し上げます。

議案第84号、上富田町営住宅等の整備基準を定める条例。

上富田町営住宅等の整備基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町営住宅等の整備基準を定める条例(案)につきましては、第1次地域主権一括法による公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、市町村は公営住宅及び共同施設の整備基準について国土交通省令で定める基準を参酌して条例を制定するものでございます。この条例は第1章から第3章までの章立てで、条項は17条から構成してございます。

第1章の総則については、第1条から第5条に整理してございます。

第2章の敷地の基準につきましては、第6条から第7条に整理しております。

第3章の町営住宅等の基準については、第1節で、町営住宅の基準として第8条から第13条に整理してございます。また第2節で、共同施設の基準として第14条から第17条に整理してございます。第3章で定める町営住宅の基準並びに共同施設の基準につきましては、平成10年建設省令第8号で示されている公営住宅等整備基準を準用して条例を定めたものでございます。

なお附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜われますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(大石哲雄)

上下水道課企画員、川口君。

上下水道課企画員(川口孝志)

よろしくをお願いいたします。

私の方からは、議案第85号と86号をご説明させていただきます。

議案第85号、上富田町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例。

上富田町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を別紙のように制定する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、第2次地域主権一括法による下水道法第7条第2項及び第21条第2項の改正により、これまで国が一律に定めていた公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定めることとされたことから、本条例の制定を行うものでございます。

本条例を制定するにあたっては、下水道法施行令に定める基準を参酌して条例に規定してございます。

それでは、制定文をお願いいたします。

第1条は、条例の趣旨を定めたものでございます。町が設置する公共下水道事業の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の技術上の基準を定めることを趣旨としたものでございます。

第2条には、この条例の用語の定義を定めております。

第3条に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を、第4条に排水施設の構造の基準、第5条に処理施設の構造の基準、第6条に適用除外、第7条に終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしてございます。

また、経過措置としまして、この条例の施行の日において既に存する施設で第3条から第5条までの規定に適合しないものについては、これらの規定は、なお従前の例によります。ただし、この条例の施行の日後に改築の工事に着手したものの当該工事に係る区域または区間につきましては、この限りでないとしております。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第86号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のように制定する。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましても、第2次一括法による水道法第12条第2項及び第19条第3項の改正に伴い本条例の制定を行うものでございます。本条例を制定するにあたって、水道法施行令に定める基準を参酌して条例に規定してございます。

ここで布設工事監督者とは、発注者側の監督業務を行う職員に必要とされる資格でござ

ざいます。また水道技術管理者とは、水道法において水道事業者が必ず設置しなければならない定めとなっていることから、水道業務における技術面での監督を担う職員でございます。

それでは、制定文をお願いいたします。

第1条は、条例の趣旨を定めたものでございます。町が経営する水道事業において、布設工事、監督者を配置する工事の範囲及び布設工事監督者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準を定めることを趣旨としたものでございます。

第2条に布設工事監督者を配置する工事の範囲を、第3条に布設工事監督者の資格を、第4条には水道技術管理者の資格を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしてございます。

以上、ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

議案第87号につきましてご説明申し上げます。

議案第87号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第5号）

平成24年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,644万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、14款国庫支出金で既定額に、今回、6,739万3,000円を追加し、6億8,265万円と定めています。

15款県支出金で既定額に1,426万3,000円を追加、16款財産収入で既定額に1,397万円を追加、17款寄付金で既定額に1,168万5,000円を追加、

18款繰入金で既定額に2億5,646万7,000円を追加、20款諸収入で既定額に484万3,000円を追加、21款町債で既定額から2億6,550万円を減額。

歳入合計では既定額に、今回、1億312万1,000円を追加し、61億2,644万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出では、1款議会費で既定額から、今回、12万円を減額し、8,727万8,000円と定めています。

2款総務費で既定額に5,998万2,000円を追加、3款民生費で既定額に2億128万4,000円を追加、4款衛生費で既定額に8,670万2,000円を追加、5款農林水産業費で既定額に774万円を追加、6款商工費で既定額に101万5,000円を追加、7款土木費で既定額から2億9,370万6,000円を減額、8款消防費で既定額に1,012万円を追加、9款教育費で既定額に3,010万4,000円を追加、次のページをお願いいたします。

歳出合計では既定額に、今回、1億312万1,000円を追加し、61億2,644万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

変更では、高速道路整備関連事業で限度額を2億6,550万円減額し、4,200万円としています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりはありません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきまして、このページから10ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明します。

15ページをお願いいたします。

15ページ、3.歳出につきましては、今回の補正は、全般的に職員の異動に伴う職員給与費等の補正となっております。

1款議会費では、12万円を減額しています。職員給与費等を減額、臨時傭人料を追加措置しております。

2款総務費では一般管理費で4,801万9,000円の追加で、主なものとしましては、次のページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金の総合事務組合特別負担金が確定しましたので、2,282万5,000円を措置しています。

財産管理費で28万2,000円の追加で、生馬橋住宅等の火災保険料を措置しています。

防災対策費で7万8,000円を追加、交通安全対策費で460万円の追加で、朝来郷土資料館前に新たに設置します駐輪場設置工事請負費350万円を措置しております。

企画費で297万7,000円の追加で、職員給与費等を措置しています。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業で1,366万円の追加で、都市との交流事業補助金150万円、さわやか上富田まちづくり基金積立金1,168万5,000円を措置しています。

人権推進費で23万円の追加で、県の人権啓発活動委託金の受託により人権啓発に要する経費を措置しています。

次のページをお願いいたします。

男女共同参画社会推進費では補正額はございませんが、県の補助金の内示決定がありましたので財源内訳の変更を行っております。

地籍調査費では538万4,000円の減額で、職員給与費等を措置し、地籍調査測量委託料657万円を減額措置しております。

税務総務費で520万3,000円の減額で、職員給与費等を減額措置しております。

賦課徴収費で60万円の追加で、臨時傭人料等60万円を措置しております。

戸籍住民基本台帳費で、6万5,000円の追加です。

選挙管理委員会費で18万6,000円の減額で、職員給与費等を減額措置しております。

次のページをお願いいたします。

統計調査総務費で24万4,000円の追加で、職員給与費等を措置しています。

3款民生費では、社会福祉総務費で886万8,000円の追加で、繰出金で特別会計介護保険繰出金907万9,000円を措置しております。

老人福祉費で422万8,000円の追加で、百々千園改築事業公債費負担金等を措置しています。

障害福祉費で9,096万円の追加で、障害者自立支援新体系定着支援事業補助金1,000万円の減額、扶助費で障害福祉サービス費等で9,725万8,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

社会児童福祉医療費で8,889万6,000円の追加で、扶助費で重度心身障害児(者)、乳幼児、ひとり親家庭医療、精神障害者の医療費合計で2,095万5,000円、繰出金で、特別会計国民健康保険、後期高齢者医療への繰出金6,793万9,

000円を措置しています。

児童福祉総務費で105万1,000円の減額で、職員給与費等を減額しています。

保育所運営費で1,900万4,000円の追加で、臨時備人料1,608万7,000円、広域入所保育運営委託料200万円、さわやか上富田まちづくり基金より100万円を充当し、朝来第1保育所へ遊具の購入費105万円を措置しています。

保育所建設事業で20万円の追加で、統合保育所園歌の制作委託料20万円を措置しております。

児童措置費で982万円の減額で、扶助費で子ども手当を2億3,550万円減額し、児童手当2億2,550万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費では保健衛生総務費で1,839万5,000円の追加で、公立紀南病院組合負担金1,771万8,000円を措置しています。

予防費で228万6,000円の追加で、委託料で、本年11月1日に3種混合ワクチンから不活化ポリオを含めた4種混合ワクチンに改正されたことにより予防接種委託料150万円、それと、古くなりました医療用の薬品保管用冷蔵庫購入費36万円を措置しております。

環境衛生費で263万2,000円の追加で、臨時備人料37万1,000円、委託料で水質検査委託料等220万3,000円を措置しています。

清掃総務費で6,338万9,000円の追加で、次のページをお願いいたします。上大中清掃施設組合の交付税算入分が確定しましたので負担金として2,579万3,000円、富田川衛生施設組合負担金が2,343万8,000円、合併処理浄化槽の補助金320万4,000円を措置しています。

5款農林水産業費では、農業委員会費で10万8,000円の追加、農業総務費で868万5,000円の追加で、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金として県が事業実施する町内生馬本郷地区の水路改修負担金250万円、特別会計の農業集落排水事業への繰出金587万2,000円を措置しています。

林業総務費で105万3,000円を減額、6款商工費では商工総務費で101万5,000円の追加で、県補助金、市町村消費者行政活性化交付金の内示決定を受けましたので、需用費75万円、備品購入費25万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

7款土木費では土木総務費で55万7,000円の減額で、職員給与費等を減額、賃金で臨時備人料280万円、パーソナルコンピューター購入費30万円を措置しております。

道路橋梁総務費で242万1,000円の追加で、岩崎、野田地区ほか町内3カ所の急傾斜地崩壊対策工事負担金230万円を措置しております。

高速道路推進費で、3億1,962万9,000円の減額です。朝来残土処分場事業につきまして、見直しにより本年度は進入路整備事業のみとなりましたので、堰堤工事等工事請負費、土地購入費、立木補償費等3億2,000万円を減額措置しております。

社会資本整備総合交付金事業費で3万5,000円を追加、次のページをお願いいたします。

河川総務費で993万2,000円の減額で、富田川環境調査業務委託料1,000万円を減額措置しております。

河川改良費で1,402万円の追加で、富田川河床整備の事業見直しにより、賃金、燃料費、重機借上料等871万1,000円を減額、工事請負費1,183万4,000円、砂利採取費負担金等552万6,000円、良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため新たに設置します河川環境整備基金への積立金20万円を措置しております。

都市計画費で1,817万7,000円の追加で、特別会計公共下水道事業繰出金1,817万7,000円を措置しています。

住宅管理費で170万円の追加で、町営飛曾川団地浄化槽等の修繕料170万円を措置しております。

公営住宅建設事業費で、5万9,000円の追加。

8款消防費では、常備消防費で1,000万7,000円の追加で、確定しました消防事務業務委託料1,000万7,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

非常備消防費で4万7,000円の追加で、9月29日に発生しました建物火災に対応しました職員の手当等を措置しております。

水防費で6万6,000円の追加で、本年9月30日、台風17号紀伊半島接近に対応しました職員の手当等を措置しております。

9款教育費では事務局費で233万円の追加で、職員給与費等を措置しております。

学校管理費で105万円の追加で、さわやか上富田まちづくり基金より100万円を充当し、朝来小学校に書画装置購入費105万円を措置しております。

小学校費、教育振興費で60万円の追加で、市ノ瀬、岩田小学校で申請しておりました紀の国緑育推進事業補助金の交付決定により事業所要額15万円、さわやか上富田まちづくり基金より45万円を充当し、日本サッカー協会主催の「夢先生プロジェクト」委託料45万円を措置しております。

中学校費の教育振興費で665万8,000円の追加で、さわやか上富田まちづくり

基金より200万円を充当し、開校50周年を迎える上富田中学校の緞帳等舞台装置の整備工事請負費500万円、また、生徒クラブ活動振興補助金165万8,000円を措置しております。

社会教育総務費で516万2,000円の追加で、次のページをお願いいたします。

市ノ瀬旧隠岐氏宅を社会教育施設として使用するための施設改修設計監理及び工事請負費として502万円を措置しております。

公民館運営費で237万9,000円の追加で、職員給与費等218万6,000円、岩田公民館のエアコン等修繕料19万3,000円を措置しております。

人権教育推進費で19万2,000円の追加で、補助対象者の増加に伴う進学奨励費補助金19万2,000円を措置しております。

青少年対策費で154万5,000円の追加で、青少年センター負担金154万5,000円を措置しております。

児童館運営費で27万5,000円の追加、文化会館運営費で151万5,000円の追加で職員給与費等を措置し、音響用備品購入費8万円を措置しております。

保健体育総務費で171万円の追加で、次のページをお願いいたします。

さわやか上富田まちづくり基金より100万円を充当し、紀州口熊野マラソン実行委員会への補助金100万円を措置しております。

体育施設管理費で668万8,000円の追加で、スポーツセンターのトイレ等修繕料172万2,000円、野球場等芝生管理委託料335万円、市ノ瀬、岩田の公園管理用の芝刈機、草刈り用芝刈機購入費17万円を措置しております。

続きまして、今回の補正に係る給与費明細書です。

このページから次の38ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、歳入を説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

14款国庫支出金では、総務費国庫負担金で地籍調査事業費負担金100万円を減額措置しております。

民生費国庫負担金で、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金2,788万9,000円、障害者医療費負担金862万9,000円を措置しております。

児童福祉費負担金では障害児通所給付費負担金2,171万8,000円を追加、子ども手当負担金では1億2,856万5,000円を減額、児童手当負担金では1億3,778万2,000円を措置しております。

衛生費国庫補助金で、保健衛生費補助金では合併処理浄化槽設置費補助金では106万8,000円、地域保健従事者現任教育推進事業費補助金では19万1,000円を措置しております。

民生費委託金で、子ども手当事務取り扱い交付金31万9,000円を減額措置しています。

次のページをお願いいたします。

総務費県負担金で、地籍調査業務費負担金50万円を減額措置しています。

民生費県負担金で775万4,000円の追加で、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金1,394万4,000円、障害者医療費負担金431万4,000円を追加、障害児通所給付費負担金1,085万9,000円を追加、子ども手当負担金5,526万7,000円を減額、過年度分子ども手当負担金75万4,000円を追加、児童手当負担金3,315万円を追加措置しております。

総務費県補助金で、人権啓発市町村助成事業費補助金51万7,000円を追加、民生費県補助金で、社会福祉費補助金では重度心身障害児(者)医療費補助金ほかで43万8,000円を減額、児童福祉費補助金では、乳幼児医療費補助金ほかで448万5,000円を措置しております。

衛生費県補助金で、合併処理浄化槽設置費補助金106万8,000円を追加、教育費県補助金で、紀の国緑育推進事業費補助金14万7,000円を追加、商工費県補助金で100万円を追加、総務費委託金で人権啓発活動委託金23万円を追加。

16款財産収入では、砂利販売収入1,397万円を追加。

17款寄付金では、総務費寄付金でさわやか上富田まちづくり寄付金1,168万5,000円を追加しております。ご寄付いただきました内訳としましては、匿名の方より朝来第1保育所と朝来小学校にそれぞれ100万円ずつの200万円、朝来財産区より120万円等となっております。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金では、さわやか上富田まちづくり基金繰入金で825万円を追加、財政調整基金繰入金で2億4,821万7,000円を追加、今回の補正に係る一般財源を補てんしてございます。

20款諸収入では、雑入で過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金318万6,000円、県負担金163万6,000円、過年度分子ども手当事務費取り扱い交付金2万1,000円を措置しております。

21款町債では、土木債で朝来残土処分場整備事業債2億6,550万円を減額措置しております。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

よろしくお願いいたします。私の方からは、議案第88号、89号、90号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第88号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）、平成24年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,072万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,524万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末の保険加入世帯は2,878世帯で、被保険者数は5,245名となっております。

次のページをお願いします。2ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では既定額から、今回、646万2,000円を減額し、4億2,485万4,000円に、2項国庫補助金では既定額から、今回、645万3,000円を減額し、1億3,464万2,000円に。

4款療養給付費交付金では既定額から、今回、1,265万8,000円を減額し、1億238万8,000円に。

5款前期高齢者交付金、既定額から、今回、451万1,000円を減額し、2億5,503万5,000円に。

6款県支出金では既定額に、今回、2,957万3,000円を追加し、1億2,027万7,000円に。

7款共同事業交付金では既定額に、今回、121万7,000円を追加し、2億1,071万7,000円に。

8款財産収入では既定額に、今回、4,000円を追加し、5,000円に。

9款繰入金では既定額に、今回、4,191万6,000円を追加し、2億1,39

4万5,000円に。

10款繰越金では既定額に、今回、5,511万9,000円を追加し、5,512万9,000円に。

次のページをお願いします。

11款諸収入では既定額に、今回、6万9,000円を追加し、13万4,000円に。

歳入合計といたしまして既定額に、今回、1億1,072万円を追加し、21億8,524万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、既定額から、今回、110万2,000円を減額し、3,088万3,000円に、2項徴税費、既定額に、今回、130万円を追加し、2,861万9,000円に。

3項運営協議会費、既定額に、今回、4,000円を追加し、21万4,000円に。

2款保険給付費、1項療養諸費では既定額に、今回、6,662万2,000円を追加し、12億3,197万2,000円に。

3項移送費では既定額に、今回、6万円を追加し、8万円に。

5項葬祭諸費では既定額に、今回、12万円を追加し、108万円に。

3款後期高齢者支援金等では既定額から、今回、280万9,000円を減額し、2億6,022万1,000円に。

4款前期高齢者納付金等では既定額から、今回、56万5,000円を減額し、26万5,000円に。

5款老人保健拠出金では既定額から、今回、7,000円を減額し、21万3,000円に。

6款介護納付金では既定額から、今回、989万5,000円を減額し、1億2,510万5,000円に。

次のページをお願いします。

7款共同事業拠出金、既定額に、今回、121万7,000円を追加して2億3,021万8,000円に。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費では既定額に、今回、492万5,000円を追加し、1,746万6,000円に。

2項の保健事業費では既定額に、今回、2万円5,000円を追加し、1,297万4,000円に。

9款基金積立金、既定額に、今回、2,640万円を追加し、2,640万1,000円に。

11款諸支出金、2項返還金では、今回、新たに2,442万5,000円を追加し、2,442万5,000円に。

歳出合計といたしまして既定額に、今回、1億1,072万円を追加し、21億8,524万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

8ページをお願いします。

2.歳入からお願いします。

3款国庫支出金、1目療養給付費等負担金、既定額から、今回、690万3,000円を減額し、4億1,276万9,000円と定めています。主なものとしまして、療養給付費負担金で616万5,000円の増額、それから介護納付金負担金で586万7,000円の減額、後期高齢者支援金負担金719万7,000円の減額を措置しております。療養給付費負担金などの調整によるもので、負担率約32%を見込んでございます。

3目の特定健康診査等負担金、既定額に、今回、44万1,000円を追加し、233万5,000円と定めています。過年度の精算による負担金で、負担割合は3分の1を見込んでございます。

3款国庫支出金、1目財政調整交付金、既定額に、今回、645万3,000円を追加し、1億3,460万2,000円と定めています。普通調整交付金で645万3,000円を措置しております。一般被保険者の療養給付費などで約11%分を見込んでございます。

4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、既定額から、今回、1,265万8,000円を減額し、1億238万8,000円と定めています。

1節の現年度分で療養給付費交付金1,669万3,000円の減額、2節の過年度分療養給付費交付金403万5,000円を増額措置しております。

5款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、既定額から、今回、451万1,000円を減額し、2億5,503万5,000円と定めています。前期高齢者交付金451万1,000円を減額措置しております。65歳から74歳までの高齢者の加入率により精算されます。

次のページをお願いします。

6 款県支出金、2 目特定健康診査等負担金、既定額に、今回、4 4 万 1 , 0 0 0 円を追加し、2 3 3 万 5 , 0 0 0 円と定めています。過年度分特定健康診査等負担金 4 4 万 1 , 0 0 0 円でございます。負担率は3分の1でございます。

3 目県調整交付金、既定額に、今回、2 , 9 1 3 万 2 , 0 0 0 円を追加し、1 億 8 1 9 万 2 , 0 0 0 円と定めています。普通調整交付金約 8 %分を見込んでございます。2 , 9 1 3 万 2 , 0 0 0 円でございます。

7 款の共同事業交付金、2 目の保険財政共同安定化事業交付金、既定額に、今回、1 2 1 万 7 , 0 0 0 円を追加し、1 億 9 , 1 2 1 万 7 , 0 0 0 円と定めています。財政共同安定化事業交付金 1 2 1 万 7 , 0 0 0 円でございます。これにつきましては、3 0 万から 8 0 万までの医療費に対する交付措置でございます。

8 款財産収入、1 目利子及び配当金、既定額に、今回、4 , 0 0 0 円を追加し、5 , 0 0 0 円と定めています。国民健康保険の基金利子 4 , 0 0 0 円でございます。

9 款の繰入金、1 目一般会計繰入金で既定額に、今回、4 , 1 9 1 万 6 , 0 0 0 円を追加し、2 億 1 , 3 9 4 万 5 , 0 0 0 円と定めています。主なものとしまして、財政安定化支援事業繰入金で 1 , 9 3 1 万円、繰り入れ基準に伴う繰り入れ財源でございます。その他繰入金で 9 9 3 万 5 , 0 0 0 円、これは一般管理費分の繰入金でございます。国保システム改修費繰入金で 1 , 3 1 9 万 2 , 0 0 0 円を措置しております。

次のページをお願いします。1 0 ページでございます。

1 0 款繰越金、1 目繰越金では既定額に、今回、5 , 5 1 1 万 9 , 0 0 0 円を追加し、5 , 5 1 2 万 9 , 0 0 0 円と定めております。前年度繰越金でございます。

1 1 款諸収入、5 目過年度分老人保健拠出金返還金、今回、新たに 6 万 9 , 0 0 0 円を追加措置してございます。過年度分の老人保健拠出金返還金 6 万 9 , 0 0 0 円で、2 2 年度精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

3 . 歳出でございます。

1 款総務費、1 目一般管理費で既定額から、今回 1 1 0 万 2 , 0 0 0 円を減額し 2 , 9 3 8 万 3 , 0 0 0 円と定めています。給料、職員手当、共済費等職員 2 名分の調整によるものでございます。

1 3 節委託料では、共同電算委託料として 5 5 万 2 , 0 0 0 円を措置してございます。

2 目の連合会負担金では、財源の見直しをしてございます。

同じく総務費の 1 目賦課徴収費で既定額に、今回、1 3 0 万円を追加し、2 , 8 6 1 万 9 , 0 0 0 円と定めています。給与、職員手当等職員 2 名分の調整と臨時傭人料、徴収員 2 名分の調整によるものでございます。

次のページをお願いします。

1 款総務費、1 目運営協議会費で既定額に、今回、4,000 円を追加し、21 万4,000 円と定めています。国民健康保険運営協議会委員報酬4,000 円を措置してございます。

2 款保険給付費、1 目一般被保険者療養給付費では既定額に、今回、6,636 万7,000 円を追加し、11 億1,636 万7,000 円と定めています。一般被保険者における診療報酬6,636 万7,000 円でございます。保険給付費の上昇によるもので、月額おおむね9,000 万円程度を見込んで積算してございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費では、それぞれ財源の見直しをしてございます。

次のページをお願いします。

4 目退職被保険者等療養費では既定額に、今回、25 万5,000 円を追加して12 万5,000 円と定めております。退職被保険者等における療養費25 万5,000 円を追加してございます。

2 款保険給付費、1 目一般被保険者高額療養費、3 目の一般被保険者高額介護合算療養費では、それぞれ財源の見直しをしてございます。

3 項の移送費、1 目一般被保険者移送費、既定額に、今回、6 万円を追加し、7 万円と定めてございます。

次のページをお願いします。

2 款の保険給付費、1 目葬祭費、既定額に、今回、12 万円を追加し、108 万円と定めています。葬祭費1 件当たり3 万円の4 件分を見込んでございます。

3 款後期高齢者支援金、1 目後期高齢者支援金では既定額から、今回、280 万円を減額し、2 億6,020 万円と定めています。後期高齢者支援金280 万円の減額で、負担率10%で確定によるものでございます。

2 目の後期高齢者関係事務費拠出金では既定額から、今回、9,000 円を減額し、2 万1,000 円と定めています。後期高齢者事務費拠出金9,000 円の減額で、確定によるものでございます。

4 款の前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金では既定額から、今回、55 万5,000 円を減額し、24 万5,000 円と定めています。前期高齢者納付金55 万5,000 円でございます。負担率40%で、確定によるものでございます。

2 目の前期高齢者関係事務費拠出金では既定額から、今回、1 万円を減額し、2 万円と定めています。前期高齢者事務費拠出金1 万円の減額で、確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

5款老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金では財源の見直しをしております。

2目の老人保健事業拠出金、既定額から、今回、7,000円を減額し、1万3,000円と定めています。事務費拠出金7,000円の減額措置費でございます。

6款の介護納付金、1目介護納付金では既定額から、今回、989万5,000円を減額し、1億2,510万5,000円と定めています。介護納付金989万5,000円でございます。介護納付金負担率が約30%、確定によるものでございます。

7款の共同事業拠出金、1目保険財政共同安定化事業拠出金では既定額に、今回、121万7,000円を追加して1億9,121万7,000円と定めています。保険財政共同安定化事業拠出金121万7,000円を措置しております。

8款の保健事業費、1目特定健康診査等事業費では既定額に、今回、492万5,000円を追加し、1,746万6,000円と定めています。

次のページの13節の委託料で、特定健康診査委託料481万3,000円を措置しております。

16ページをお願いします。

8款の保健事業費、1目保健衛生普及費では既定額に、今回、2万5,000円を追加し、1,297万4,000円と定めています。

13節委託料で、後発医薬品利用差額通知委託料2万5,000円を見込んでございます。

9款基金積立金、1目国民健康保険基金積立金、既定額に、今回、2,640万円を追加し、2,640万1,000円と定めています。国民健康保険基金積立金2,640万円を措置しております。この補正後の基金残高は、約7,640万円を見込んでございます。

11款諸支出金、1目返還金では、今回、新たに2,442万5,000円を追加して2,442万5,000円と定めています。過年度分の療養給付費負担金返還金など2,442万5,000円でございます。23年度分の負担金の精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

なお、17、18ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第89号をお願いします。

議案第89号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)。

平成24年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,779万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,619万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末の被保険者数は、1,846人となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入からお願いします。

2款繰入金、1項繰入金、既定額に、今回、2,602万3,000円を追加し、1億5,595万1,000円に。

3款繰越金、1項繰越金、既定額に、今回、144万6,000円を追加し、145万6,000円に。

4款諸収入、3項雑入、既定額に、今回、32万4,000円を追加し、114万7,000円に。

歳入合計といたしまして既定額に、今回、2,779万3,000円を追加し、2億4,619万7,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、既定額に、今回、3万5,000円を追加し、820万7,000円に。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では既定額に、今回、2,743万4,000円を追加し、2億3,620万5,000円に。

3款保健事業費、1項保健事業費では既定額に、今回、29万1,000円を追加し、110万4,000円に。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では既定額に、今回、3万3,000円を追加し、4万3,000円と定めています。

歳出合計といたしまして既定額に、今回、2,779万3,000円を追加し、2億4,619万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

2.歳入でございます。

2款繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に、今回、2,602万3,000円を追加し、1億5,595万1,000円と定めております。主に療養給付費繰入金2,598万8,000円を措置してございます。約12分の3カ月分を追加措置してございます。

3款繰越金、1目繰越金、既定額に、今回、144万6,000円を追加し、145万6,000円と定めております。前年度繰越金でございます。

4款諸収入、1目雑入、既定額に、今回、32万4,000円を追加し、114万7,000円と定めております。人間ドック補助金29万1,000円と、過年度保険料返還金4件分3万3,000円分を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

3.歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費では、今回、3万5,000円を追加し、820万7,000円と定めております。共済組合負担金でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、今回、2,743万4,000円を追加し、2億3,620万5,000円と定めております。主に療養給付費負担金2,598万8,000円を約3カ月分と、それから徴収保険料でございます。

3款保健事業、1目保健衛生普及費では、今回、29万1,000円を追加し、110万4,000円と定めております。人間ドック補助金、全体で24件分を見込んでございます。

5款諸支出金、1目保険料還付金では、今回、3万3,000円を追加し、4万3,000円と定めております。過年度保険料還付金、22年度から23年度4件分を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

なお、給与費明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第90号をお願いいたします。

議案第90号、平成24年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)

平成24年度上富田町の特別会計介護保険補正予算(第1号)は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,900万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末の第1号被保険者は3,360名で、認定者数は677名、受給者数は568名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、既定額に、今回、1,636万8,000円を追加し2億1,069万2,000円に。

2項国庫補助金、既定額に、今回、565万2,000円を追加し9,020万9,000円に。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、既定額に、今回、2,609万円を追加し3億4,373万5,000円に。

5款県支出金、1項県負担金、既定額に、今回、994万1,000円を追加し1億6,649万3,000円に。

2項県補助金、既定額に、今回、5万1,000円を追加し454万2,000円に。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、既定額に、今回、907万9,000円を追加し1億9,351万6,000円に、2項基金繰入金、今回、新たに1,141万9,000円を追加し1,141万9,000円に。

8款繰越金、1項繰越金、既定額に、今回、118万2,000円を追加し119万2,000円に。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、7,978万2,000円を追加し12億3,900万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、既定額から、今回、85万3,000円を減額し3,136万6,000円に。

2款保険給付費で1項介護サービス等諸費、既定額に、今回、7,291万円を追加し10億951万円に。

2項介護予防サービス等諸費、既定額に、今回、577万2,000円を追加し7,049万2,000円に。

3項その他諸費、既定額に、今回、12万9,000円を追加し108万9,000円に。

6項特定入所者介護サービス等諸費、既定額に、今回、52万7,000円を追加し、4,876万2,000円に。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、既定額に、今回、3万6,000円を追加し、1,575万2,000円に、2項包括的支援事業・任意事業費、既定額に、今回、3万4,000円を追加し、2,633万2,000円に。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、今回、新たに122万7,000円を追加し122万7,000円に。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、7,978万2,000円を追加し、12億3,900万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2.歳入でございます。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金、既定額に、今回、1,636万8,000円を追加し、2億1,069万2,000円と定めています。現年度分として1,583万9,000円で負担率約17.9%、それから過年度分として52万9,000円を措置してございます。介護サービス給付費の上昇により、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の調整でございます。

同じく国庫支出金、2項国庫補助金、主に1目調整交付金、既定額に、今回、555万1,000円を追加し、8,112万3,000円と定めています。現年度分で負担率約7%を見込んでございます。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、既定額に、今回、2,459万6,000円を追加して3億3,768万4,000円と定めています。それぞれ現年度分2,300万5,000円で、負担率は約29%、過年度分159万1,000円でございます。

2目の地域支援事業支援交付金、既定額に、今回、149万4,000円を追加して

605万1,000円と定めています。それぞれ現年度、過年度分でございます。

次のページをお願いします。

5款県支出金、1目介護給付費負担金、既定額に、今回、994万1,000円を追加し、1億6,649万3,000円と定めています。現年度分994万1,000円で、負担率約14.6%でございます。

同じく県支出金、3項の県補助金、1目の介護予防事業交付金、既定額に、今回、5,000円を追加。

2目の包括的支援・任意事業交付金、既定額に、今回、4万6,000円を追加して合計で454万2,000円と定めてございます。それぞれ現年度分、過年度分でございます。

7款繰入金、1目介護給付費繰入金、既定額に、今回、991万4,000円を追加して1億4,486万6,000円と定めております。現年度分で負担率は約12.5%を見込んでございます。

2目その他一般会計繰入金、既定額から、今回、85万3,000円を減額し、3,671万円と定めています。職員給与費等繰入金及び事務費繰入金の調整でございます。

3目の介護予防給付費繰入金、4目の包括的支援事業繰入金ではそれぞれ既定額に、今回、5,000円を追加してございます。

それから5目の包括的支援町単独事業費繰入金、既定額に、今回、8,000円を追加してございます。それぞれの現年度分でございます。

次のページをお願いします。

同じく2項の基金繰入金、2目の介護給付費準備基金繰入金、今回、新たに1,141万9,000円を追加措置してございます。これにつきましては、準備基金繰入金として措置してございます。補正後の基金残額は、約119万9,000円の見込みでございます。

8款繰越金、1目繰越金、既定額に、今回、118万2,000円を追加し、119万2,000円と定めております。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いします。

3.歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費、既定額から、今回、85万3,000円を減額し、3,136万6,000円と定めています。給与、職員手当等、共済費、旅費、それから職員3名分の調整でございます。

2款の保険給付費、1目居宅介護サービス給付費、既定額に、今回、7,070万円を追加し、5億3,570万円と定めています。これにつきましては、居宅介護サービ

ス給付費の上昇によるものでございます。

5目の居宅介護サービス計画給付費、既定額に、今回、221万円を追加し、5,621万円と定めています。これにつきましては、居宅介護サービス計画給付費、ケアプランの上昇によるものでございます。

次のページをお願いします。10ページでございます。

2款保険給付費、2目介護予防福祉用具購入費、既定額に、今回、186万1,000円を追加し、306万1,000円と定めています。介護予防福祉用具購入費186万1,000円を措置してございます。ポータブルトイレ、それから手すり等でございます。

3目の介護予防住宅改修費、既定額に、今回、309万7,000円を追加し、549万7,000円と定めています。住宅改修費309万7,000円を措置してございます。1件当たりの限度額は、20万円でございます。

4目介護予防サービス計画給付費、既定額に、今回、81万4,000円を追加し、639万4,000円と定めています。介護予防サービス計画給付費、ケアプランで81万4,000円を措置してございます。

3項その他諸費、審査支払手数料として12万9,000円を措置してございます。

6項特定入所者介護サービス等費、既定額に、今回、52万7,000円を追加し、4,852万7,000円と定めています。特定入所者介護サービス等費52万7,000円を措置してございます。低所得者に対する施設の住居費、食事の補足給付費として見込んでございます。

次のページをお願いします。

4款地域支援事業費、1目介護予防サービス事業費、既定額に、今回、3万6,000円を追加し、1,575万2,000円と定めています。共済費、職員1名分の調整でございます。

同じく地域支援事業費、2項の包括的支援事業・任意事業、1目の総務管理費8,000円、3目の総合相談・権利擁護事業費で2万6,000円を追加してございます。それぞれ共済費、職員1名分の調整でございます。

4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、財源の調整を行ってございます。

5款諸支出金、1目償還金、今回、新たに122万7,000円を追加措置してございます。主なものとしまして、過年度分地域支援事業交付金国庫返還金32万4,000円、それから過年度分介護給付費負担金、県費の返還金で53万5,000円を措置してございます。過年度精算によるものでございます。

次の13ページをお願いします。

なお、この13ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上でございます。ご承認賜わりますようよろしくお願いします。

議長（大石哲雄）

2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

よろしくお願いします。

議案第91号についてご説明申し上げます。

議案第91号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業（第3号）。

平成24年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,456万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

諸収入、既定額から2万9,000円を減額してございます。

歳入合計では既定額から2万9,000円を減額し、7億2,456万1,000円と定めてございます。

歳出です。

宅地造成費、既定額から2万9,000円を減額してございます。

歳出合計としまして、既定額から2万9,000円を減額し、7億2,456万1,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額から2万9,000円を減額し、6億256万円、計としまして、既定額から2万9,000円を減額し、7億2,456万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、残土処理場事業費、既定額から2万9,000円を減額し、4,010万円としてございます。

計としまして、既定額から2万9,000円を減額し、2億6,472万2,000円と定めてございます。

主なものとしましては、給料、職員手当、共済費につきまして一般職級1名分の減額と、残土処分場に係る工事請負費の増額となっております。

5ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

よろしくお願いいたします。

議案第92号から議案第94号についてご説明申し上げます。

議案第92号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）、平成24年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ587万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,314万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入です。

繰入金、既定額に587万2,000円を追加し、1億4,675万4,000円と定めています。

歳入合計では、今回、既定額に587万1,000円を追加し、1億9,314万4,000円と定めています。

歳出です。

農業集落排水事業費、既定額に587万2,000円を追加し、7,537万1,000円と定めています。

歳出合計では、今回、既定額に587万2,000円を追加し、1億9,314万4,000円と定めています。

次のページをお願いします。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に587万2,000円を追加し、1億4,675万4,000円と定めています。

3.歳出です。

農業集落排水事業費、総務費、既定額に2万2,000円を追加し、1,529万4,000円としております。職員給与費等の調整であります。

施設維持管理費、既定額に585万円を追加し、6,007万7,000円としております。市ノ瀬南岸、北岸地区処理場の真空ポンプ各1台の取り替え等の修繕料580万円の追加であります。

5ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして議案第93号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)。

平成24年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ164万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,713万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

繰入金、既定額から182万3,000円を減額し、1億3,030万3,000円と定めています。

繰越金、既定額に17万4,000円を追加し、37万4,000円。

歳入合計では、今回、既定額から164万9,000円を減額し、3億2,713万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

公共下水道事業費、既定額から164万9,000円を減額し、2億2,132万3,000円と定めています。

歳出合計では、今回、既定額から164万9,000円を減額し、3億2,713万3,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

4ページ、5ページの事項別明細書、1.総括につきましてはお目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2.歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に1,817万7,000円を追加し、1億2,065万5,000円としております。財源内訳見直しによる増額であります。

下水道事業基金繰入金、既定額から2,000万円を減額し、969万8,000円としております。こちらにつきましても財源内訳の見直しによる減額であります。

繰越金、既定額に17万4,000円を追加し、37万4,000円としております。前年度繰越金であります。

7ページをお願いします。

3.歳出です。

公共下水道事業費、既定額から164万9,000円を減額し、1億8,870万5,000円としております。職員の異動による給与費等の減額であります。

公債費の元金につきましては補正額はゼロ円ですが、財源内訳の見直しをしております。

次のページをお願いします。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして議案第94号、平成24年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成24年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、平成24年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、既定額に110万円を追加し、4億5,510万円と定めています。

第1項営業収益、既定額に110万円を追加し、4億5,440万円、第2項営業外収益、補正額ゼロ円で70万円であります。

次に、支出です。

第1款水道事業費用、既定額に110万円を追加し、4億5,510万円と定めています。

第1項営業費用、既定額に110万円を追加し、3億8,064万4,000円、第2項営業外費用、補正額ゼロ円で7,445万6,000円であります。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

平成24年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

水道事業収益、既定額に110万円を追加して4億5,510万円としております。

営業収益のその他の営業収益では、既定額に110万円を追加して630万円としております。

次のページをお願いします。

支出でございます。

水道事業費用、既定額に110万円を追加し、4億5,510万円としております。

営業費用の1目原水及び浄水費から4ページの5目総係費までは職員6名分の人件費の調整で110万円の増額と、原水及び浄水費の修繕費で163万円の減額、業務費の委託料で、地方公営企業会計制度の改正に対応するため固定資産調査委託料163万円

を追加措置してございます。

5ページをお願いします。

5ページ、6ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しをお願いします。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

議案第95号についてご説明申し上げます。

議案第95号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成24年9月12日契約に係る平成24年度23年災第339-511号農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成24年度23年災第339-511号農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事。

2．契約金額 変更前6,510万円。変更後9,635万7,450円。3,125万7,450円の増となっております。

3．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1 株式会社後工務店
代表取締役 後 雅雄。

平成24年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

本工事は山王潜水橋の災害復旧工事でありまして、橋脚6基の流失に伴い復旧工事としまして、1つの橋脚に11.5メートルの矢板42枚を打設しまして橋脚を施行するものでございます。

査定時の打設工法につきましては一番安価な油圧式バイブロハンマーを採用しておりましたが、今回、現地にて試験打設を行ったところ約5メートルしか挿入できず、他の工法等でも試験を行い、最終的に硬質地盤クリア工法での施行が必要となるとの結果となっております。

この工法変更に伴いまして矢板252枚の打設費の増額、また、査定時に確認できていなかった橋脚、橋げたが床掘り作業時に確認されてございます。橋脚2基、橋げた5体の撤去処分の数量増に伴う変更となっております。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得た後、本契約とするとなっております。どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

教育委員会総務課長（家高英宏）

私からは議案第96号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第96号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成24年6月13日契約に係る平成23年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成23年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事。

2．契約金額 変更前5,839万5,750円。変更後6,899万7,600円。1,060万1,850円の増です。

3．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1 株式会社後工務店 代表取締役 後 雅雄。

議案第96号は上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものであります。

変更となります主な内容は、バスケット台6台の取り替えです。メインコートの2台を電動無線式に取り替えます。サイドコートの4台は、少年から大人まで高さ調整できるゴール台に取り替えます。ほかにも防球ネットの増設や器具庫、壁や扉等々の変更も含まれます。

また、学校側から要望がございますし、災害時にはなくてはならない屋外トイレにつきましても傷みがひどくなっていますので、本体工事に含めて改修を行うこととしております。

別紙参考資料のとおり11月29日付で変更仮契約を締結しておりますが、契約条文中で議会の議決を得た後、本契約とするとしておりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

次回は12月18日午前9時30分となっておりますので、ご参集をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

延会 午後3時04分